

お仕事就業決定&3ヶ月継続で

祝金支給

※キャンペーンで支給される祝金は給与課税対象です。 給与振込と同時に給与課税処理をいたします。 ※詳細は裏面をご覧ください。

キャンペーン 2025.12.3

STEP1

専用フォーム申込

キャンペーン期間中に、 専用フォームより申し込み! 登録やお仕事探しも

お忘れなく!

https://krs.bz/b-style/m?f=3362

STEP2

就業決定&継続

お仕事に就業決定! 91日(3ヶ月)継続! ビースタイルスマートキャリア では長く働いていただける方を 応援します!

STFP3

祝金支給

就業継続を確認して祝金を支給! 支給は給与振り込みと同時に おこないます。

株式会社ビースタイルスマートキャリア カムバック応援キャンペーン事務局

キャンペーン詳細・注意事項

【対象となる方】

以下の条件をすべて満たした場合に、祝金支給の対象となります。

- ・キャンペーン申込締切までに、専用フォームから申請を完了された方。
- ・前回のビースタイルスマートキャリアでの就業終了より1ヶ月(31日)が経過している方。
- ・キャンペーン申込締切までに社会保険加入対象を満たすお仕事で就業を開始し、91日以上(3ヶ月)継続して就業された方。

【祝金の支給条件】

以下の条件をすべて満たした場合に、祝金を支給いたします。

- ・キャンペーン申込締切までに、専用フォームから申請を完了されていること。
- ・前回のビースタイルスマートキャリアでの就業終了より1ヶ月(31日)が経過していること。
- ・キャンペーン申込後、締切までに社会保険加入対象を満たすお仕事で就業を開始し、91日以上(3ヶ月)継続して就業されていること。 (例:キャンペーン申込後、2025年12月1日にお仕事を開始、2026年3月1日に3ヶ月経過が確定)
- ※すでにビースタイルスマートキャリアでのお仕事就業が確定した後のキャンペーン申込は対象外となります。

【よくあるご質問(Q&A)】

就業開始して3ヶ月働いたら、いつ支給されますか?

就業開始から3ヶ月後の給与支払い日にあわせてご登録いただいている口座に振り込みをおこないます。

申し込みが必要ですか?

はい、必須です。申し込みがなければ、対象のお仕事に就業が決定しても祝金は支給されません。

申し込んでおけばいつ就業開始してもいいですか?

いいえ。2025年12月31日までに申込と就業開始が必須です。また、就業決定後の申込は対象外となります。 必ず就業決定前にお申し込みください。

【注意事項】

- ・本キャンペーンへのご応募は、専用フォームからの申請が必要です。
- ・ご登録情報が異なり本人確認ができない場合、キャンペーン適応外となる場合がございます。
- ・不正なお仕事決定(虚偽の申請など)が確認された場合は、本キャンペーンの適応外となる場合がございます。
- •キャンペーン内容は、予告なく変更・終了となる可能性があります。
- ・キャンペーンで支給される祝金は給与課税対象です。給与振込と同時に給与課税処理をいたします。
- ※支給対象となった方へのご連絡は、メールでのお知らせをもってかえさせていただきます。
 - メールの送付は、就業契約開始から91日後、就業が継続されていることを確認し、7営業日以内におこないます。
 - 祝金の支給については、メールの送付後、直近の給与振り込みとあわせておこないます。